

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士  
山岡 修 治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、**深刻化する少子化問題を強化するために国が導入した新たな制度「こども・子育て支援金制度」**を解説いたします。**2026年4月分からこの制度に基づき支援金の徴収がスタート**しますが、この徴収については、**独身者や後期高齢者を含む全世代や企業の皆様から拠出**していただくことになっておりますので、今回はその詳細を説明いたします。

## 1. こども・子育て支援金制度の創設

少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスです。こうした危機的な状況に鑑み、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、総額3兆6千億円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」(加速化プラン)を取りまとめました。その後、こども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が令和6年6月12日に成立しました。**社会全体でこども・子育て世帯を応援していく**ため、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に、「こども・子育て支援金」が充てられます。

支援金制度は、少子化対策のための特定財源であり、3兆6千億円のうちの1兆円程度を確保します。支援金は、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによる実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で導入することとしており、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築することとしています。ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代・全経済主体から、医療保険料と合わせて所得に応じて拠出いただきます(出典:こども家庭庁)。

## 2. 支援金を活用した各種事業

**拠出された支援金は、次の事業に充てられま**

**す**が、支援金制度が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるまでの間、これらの事業の実施に必要な費用については、「こども・子育て支援特例公債」(令和6年度から令和10年度までに必要に応じ、つなぎとして発行する公債)を発行することで賄います。

### [事業の内容]

#### (1)児童手当の抜本的な拡充

所得制限を撤廃し高校生年代まで児童手当を延長するとともに、第3子以降はより手厚く一人当たり3万円に大幅増額します(令和6年10月から)。

#### (2)妊婦のための支援給付(出産・子育て応援交付金)

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円を支給します。また、妊娠後期以降に(妊娠しているこどもの数×5万円)の支給を行います(令和7年4月から制度化)。

#### (3)乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

「こども誰でも通園制度」は、保育所に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが、時間単位等で柔軟に利用できる制度の仕組みを創設します(こども1人当たり10時間/月)。

#### (4)出生後休業支援給付(育児給付率の手取り10割相当の実現)

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間に両親ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、育児休業給付と合わせて最大28日間、手取り10割相当となるよう支給します(令和7年4月から)。

#### (5)育児時短就業給付(育児期の時短勤務の支援)

2歳未満の子を養育するために時短勤務している場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します(令和7年4月から)。

#### (6)国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の方を対象に、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除します(令和8年10月から)。

### 3. 「こども・子育て支援金」を負担する人は?

「こども・子育て支援金」は、医療保険料に上乗せされる形で徴収されますが、子どものいない世帯は直接的な恩恵を感じられないことから「独身税」とも呼ばれています。また、後期高齢者も直接負担対象です。

しかし、「こども・子育て支援金」は税金でも社会保険料でもありません。少子化対策の一環として、社会全体で子育てがしやすい環境をつくるための財源確保を目的とした「支援金」です。

つまり、子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様が拠出することになっています。

### 4. いつから始まり、支援金額はどのくらい?

「こども・子育て支援金」は、令和8年4月から医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険、被用者保険)の保険料と合わせて拠出しますが、実際に徴収が開始される時期は加入する医療保険によって異なります。被用者保険に加入されている方は給与所得から拠出し、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると令和10年度で月額450円(令和8年度は250円)と試算されています。

なお、支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等を合わせて行うこととしており、国民に追加の負担を求めることのない仕組みとなっているようです。

つまり支援金は、児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険と区分された仕組みとなっていることを理解する必要があります。

## ローマ字「ヘボン式」に

日本政府は昨年12月16日の閣議で、ローマ字の表記について、「訓令式」から「ヘボン式」

	訓令式	ヘボン式
東京	Tōkyō	Tokyo
柔道	zyūdō/jūdō	judo

を基本とするルールに改めることを決めました。現行の表記方法は1954年の告示に基づいており71年ぶりの改訂となります。

小学校の国語では訓令式で指導されてきましたが、ヘボン式が広く社会で浸透していることに対応しました。

英語の発音に近いヘボン式では、すしは「susi」から「sushi」、新宿は「Sinzyuku」から「Shinjuku」となり、2026年以降変わる見通しです。

## 3月の税務と労務

- ・国税/令和7年分所得税の確定申告  
2月16日~3月16日
- ・国税/個人の青色申告の承認申請  
3月16日
- ・国税/贈与税の申告  
2月2日~3月16日
- ・国税/2月分源泉所得税の納付  
3月10日
- ・国税/個人事業者の令和7年分消費税の確定申告  
3月31日
- ・国税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
3月31日
- ・国税/7月決算法人の中間申告  
3月31日
- ・国税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)  
3月31日
- ・地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告  
3月16日

## 4月の税務と労務

- ・国税/3月分源泉所得税の納付  
4月10日
- ・国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
4月30日
- ・国税/8月決算法人の中間申告  
4月30日
- ・国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)  
4月30日
- ・地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
4月1日~4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税/軽自動車税の納付  
4月中において都道府県の条例で定める日